

警察署協議会運営規則

〔平成13年5月22日
公安委員会規則第8号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項及び警察署協議会条例（平成13年兵庫県条例第27号）第6条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の議事の手続その他協議会に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議）

- 第2条 協議会の会議は、会長が、警察署長（以下「署長」という。）と協議の上、招集する。
- 2 署長は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の会議の招集を求めることができる。
 - 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

（補則）

第3条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、各協議会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。

（招集の特例）

- 2 委員の委嘱の日以後最初に開かれる会議は、第2条第1項の規定にかかわらず、署長が招集する。